



社会科学の視点からみた福島第一発電所の事故

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 福島県立医科大学総合科学教育研究センター 公開日: 2014-12-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤野, 美都子 メールアドレス: 所属:
URL	https://fmu.repo.nii.ac.jp/records/2000697

福島災害医療セミナー
2014年9月26日

社会科学の視点からみた 福島第一原子力発電所事故

藤野美都子
福島県立医科大学医学部人間科学講座

1

目次

- I. はじめに
福島第一原発の事故について、チェルノブイリ調査、三宅島調査、ドイツ・デンマーク調査を踏まえ、社会的な視点から考える。
- II. チェルノブイリ調査
三宅島調査
ドイツ・デンマーク調査から
- III. 福島第一原子力発電所の歴史
- IV. 事故後の福島
- V. 「想定外」の事故
- VI. おわりに
福島の事故から何を学ぶべきか。

2

II. チェルノブイリ調査 2011年11月 三宅島調査 2013年3月 ドイツ・デンマーク調査から 2013年9月



3

II. チェルノブイリ調査から ：25年後の福島

福島調査団の目的

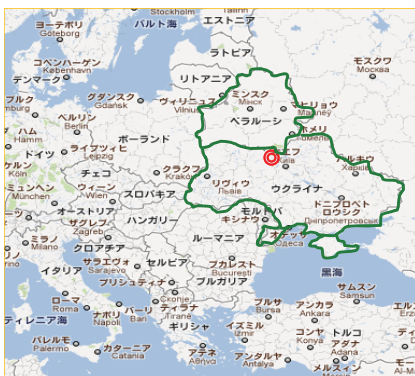
原子力災害に見舞われた現地の人々が、その苦難の中でどのように行動し、「復興」のためにどのような対策を講じ、どのような生活を営んできたのか、社会科学的観点から、現地調査を行う。



ベラルーシ緊急事態省のメンバーと福島調査団

4

訪問地：ベラルーシ・ウクライナ



maps.google.co.jp

- 11月1日(火)：ミンスク
・ベラルーシ緊急事態省チェルノブイリ原発事故対策本部
・環境省健康研究所
- 11月2日(水)：ゴメリ
・科学アカデミー附属放射線研究所
・放射線医学・人間環境研究所附属病院
- 11月3日(木)：コマリ
・コマリ中等学校併設地域情報センター
・コマリ地区病院
- 11月4日(金)：
チェルノブイリ・キエフ
・チェルノブイリ原子力発電所
・放射線医学研究所
- 11月5日(土)：キエフ
・チェルノブイリ博物館
- 11月6日(日)：キエフ
・市民団体「ゼムリヤキ」

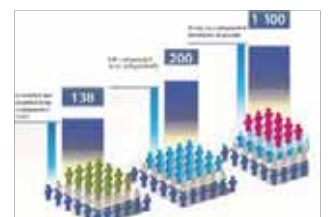
5

ベラルーシ緊急事態省チェルノブイリ 原発事故対策本部



- ① 事故被害者の健康診査
疾病の早期発見および治療
- ② 汚染地域の子どもの療養プログラム
- ③ 農産物の検査による内部被曝の防止

ベラルーシ共和国では
強制移住者13万8000人
自主移住者20万人
汚染地域居住者110万人
※ウクライナでは事故後10年間の
移住対象者16万9000人



6

(*) 本稿は、2014年9月26日の第10回福島災害医療セミナーの講演スライド、2012年6月13日および2014年3月18日の総合科学研究会における報告をもとにしている。

事故被害者対象の健康診査

被害者150万人を登録し健康診査を実施

1. 原発事故近隣の労働者
2. 避難者
3. 汚染地域の住民
4. 1～3の子ども

- 被害者の健康状態の観察
- 疾病の早期発見・早期治療
- 疾病の発生等のリスク要因を抱える者の発見
- 予防策・リハビリ・健康増進策の実施



ゴメリの放射線医学・人間環境研究所
汚染地域に治療と研究の拠点を集中

7

WBC：身近なところで測定

ベラルーシ国境警備隊研究所



WBC登載車：機動性があり、
僻地でも測定可能



コマリン地域病院



職場健診と住民健診により地区
住民すべての健診を実施



8

内部被曝を抑制しながら営農継続

ベラルーシ国立放射線学研究所



農地に関し、詳細な
汚染マップを作成する。

作物の放射性物質の移行係数を品種別に示し、データに基づき営農計画を立てる。



9

地域情報センターの取組

コマリン中学校併設情報センター



子ども達が自ら農産物の放射線量を測定しており、子どもに対する放射線教育が充実していることが伺われる。

学校併設の情報センターでは、住民が持ち込む農産物の放射線量の測定や放射線に関する正しい情報を提供する活動が行われている。



10

※除染というより「破壊と埋葬」



高濃度に汚染された建物は、壊して土中に埋められた。現在も作業継続中。

高濃度に汚染された森林は伐採され、土中に埋められ、現在は平地となっている。



11

チェルノブイリ原子力発電所



2015年に完成予定の
耐久性100年のシェルター

事故当時、7,000人の従業員が働いていた。
現在も3,500人が事故処理に当たっている。



12

事故を報じるウクライナの新聞

(赤い部分：新聞の第3面)

朝日新聞は、同日一面トップ

チェルノブイリ博物館展示



13

一方的な情報提供ではなく対話が重要

- ・「研究者や政府の人と住民との対話が重要」
ケーニヒスベルク：ベラルーシ国家放射線防衛委員会委員長
- ・「情報発信は住民に**対して**」ではなく「住民と**ともに**」
トラフィムチュク：ロシア-ベラルーシ共同チェルノブイリ事故問題情報センター・ベラルーシ支部長
- ・「たとえパニックが起こったとしても**真実**を知った上で避難したかった。」
2, 3日で戻れるという説明を受け、財布と身分証明書などのみの携行が許され、プリピャチから避難。そのままキエフに移住することになった市民団体ゼムリヤキのメンバー

14

Ⅱ. 三宅島調査から

：長期の避難

火山リスクを前にした自己決定



15

1. 差異

- ・ **自然** 災害と人災
(良い意味での諦念)
- ・ 財政力豊かな東京都による
3,500人の避難民の受入れ



常時のガスマスクの携行義務

2. 共通点

- ・ 長期化する避難生活
- ・ 火山ガスのリスクに直面しながらの自己決定
帰島するか、否か
困難を極めたリスク
コミュニケーション
- ・ 社会の高齢化



16



「三宅島防災マップ」より



住民の生活支援と憩いの場「風の家」

近年でも、62年、83年、2000年と3度の噴火があった。05年の帰島後も、一部地域では居住が制限され、山頂付近は立入禁止区域となっている。

17

三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例

三宅村民は、・・・4年以上にわたる長期の避難生活を余儀なくされた。現在、三宅島の火山活動は、・・・終息には至っておらず、火山ガスの放出は依然として続いている。また、二酸化硫黄濃度については、環境基本法で定める環境基準を達成していない。このように村民の健康を必ずしも保証できるレベルとは言えない状況の下で、三宅村は、平成16年7月、「火山ガスとの共生」を基本に、避難指示を解除し、村民の帰島を可能とする方針を決定した。「火山ガスとの共生」には、村民が火山ガスのリスクを受容し、自らの安全を守るのは自分自身であることを自覚して、リスクを最小限に抑えること及び行政が住民の安全確保のための対策を確実に実施することが必要である。そのためには、村民一人ひとりが自らの安全を確保するために主体的に取り組む「自助」及び村民相互が助け合い、協力しあう「共助」を基に、三宅村が村民の安全を確保するための施策を実施する「公助」を行うことになる。この条例は、村民一人ひとりが、火山ガスの危険性を十分に認識し、安全確保のためのルールを確実に守っていくことが必要不可欠であることから、火山ガスに対して必要な安全確保のための対策について定めるものである。

18

Ⅱ. ドイツ・デンマーク調査から

: もう一つの選択肢

2011年6月、メルケル首相は、稼働中の17基の原発のうち8基の運転を停止し、残り9基は2022年までに順次停止すると宣言

再生可能エネルギーによりエネルギー自給率200%の村：フライアムト



19



原発反対運動の発祥の地
ヴァイスヴァイル村



廃炉作業中のオープリングハイム原発



20

- ・ 原発反対の世論に押され、1985年デンマーク議会は「原子力発電に依存しない公共エネルギー計画に関する決議」を採択。政府は原発依存政策を変更。

風力発電所



地域暖房会社



21

デンマークの教科書「原子力と放射線」



22

Ⅲ. 福島第一原子力発電所の歴史



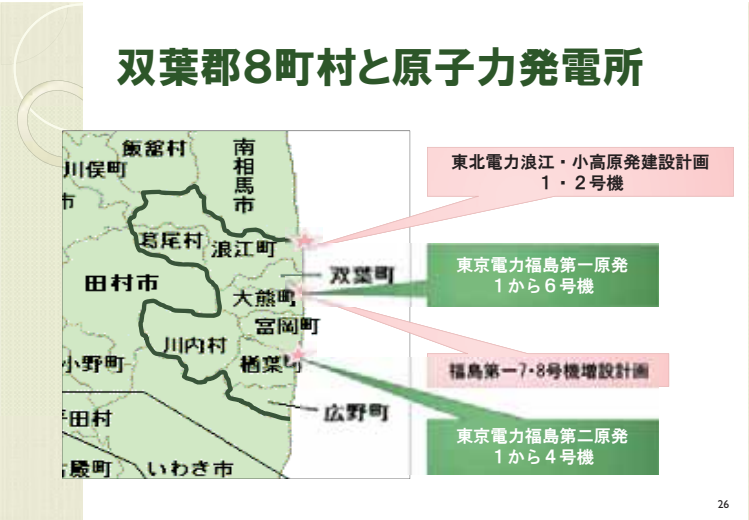
23

原子力発電所の立地状況 立地地域の特色は？



日本原子力技術協会 <http://www.gengikyo.jp/facility/powerplant.html>

24



福島第一原子力発電所の歴史

- 45年 広島・長崎に原子爆弾投下
- 49年 ソビエト連邦の核実験
- 51年 日本との平和条約・日米安全保障条約署名
- 53年 アメリカ大統領アイゼンハワー国連総会演説
ATOMS for PEACE 「原子力の平和利用」
- 54年 アメリカの水爆実験により第五福竜丸被曝
次年度予算に原子炉調査費2億3500万円を計上
- 55年 原子力基本法制定
- 56年 原子力委員会設置、初代委員長・読売新聞社社主正力松太郎
「日本の原子力の父」
- 58年 福島県原発誘致のための調査開始
- 60年 福島県東電に原発誘致申入れ
- 61年 双葉町・大熊町議会原発誘致決議

- 63年 日本原子力研究所動力試験炉運転開始
※ 毎年10月26日は「原子力の日」
- 66年 日本原子力発電(株)商業用原子力発電所営業運転
- 67年 福島第一原発1号機着工・浪江町議会原発誘致決議
- 68年 東北電力浪江・小高原子力発電所建設計画発表
- 71年 福島第一1号機営業運転
- 73年・79年 第一次・第二次オイルショック
- 74年 電源三法制定
福島第一原発2号機営業運転(79年6号機営業運転)
- 75年 福島第二原発1号機設置許可取消訴訟
⇒92年最高裁原告の上告棄却
- 79年 スリーマイル原発事故
- 86年 チェルノブイリ原発事故
- 91年 福島第二原発3号機運転差し止訴訟
⇒2000年最高裁原告の上告棄却

- 91年 双葉町議会7・8号機増設誘致決議
- 99年 東海村JCO(株)臨界事故
- 02年 東電トラブル隠し発覚、原子力安全・保安院1号機運転停止命令
- 03年 東電の原子炉全17基停止・増設・プルサーマル計画凍結へ
- 07年 双葉町長7・8号機増設要望決議凍結の解除宣言
- 09年 大熊町・双葉町等、プルサーマル議論再開要求
- 10年 県知事プルサーマル受入れ表明、3号機プルサーマル営業運転
- 11年 東日本大震災・福島第一原発過酷事故
福島第一増設計画取止め
1～4号機廃炉決定(福島第二は未定)
原子力規制委員会設置
関西電力大飯原発3号機・4号機再稼働
県商工会議所連合会会長5・6号機、第二原発4基の再稼働要望
- 13年 東北電力浪江原子力発電所建設計画取止め
福島第一4号機燃料プールから燃料取出し開始
福島第一5・6号機の廃炉決定
福島第一敷地周辺を国有化・中間貯蔵施設建設へ

福島県の電力供給

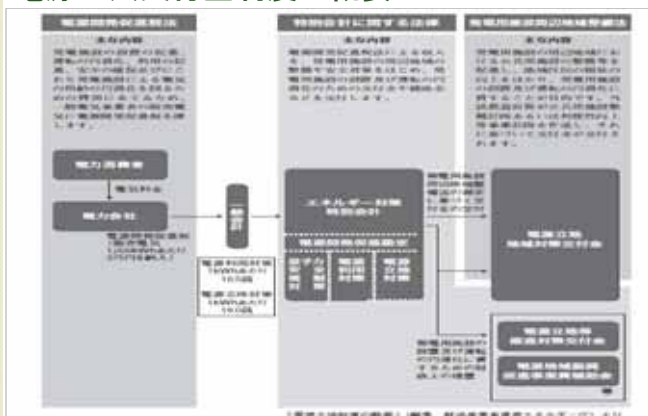
県内発電設備の全国に占める割合

	水力		火力		原子力		合計	
	最大出力 (千kW)	構成比 (%)	最大出力 (千kW)	構成比 (%)	最大出力 (千kW)	構成比 (%)	最大出力 (千kW)	構成比 (%)
福島県	3,948	20.9	5,865	31.0	9,096	48.1	18,909	100.0
全国	43,949	19.2	135,572	59.4	48,960	21.4	228,381	100.0
福島県/全国	9.0%		4.3%		18.6%		8.3%	

全国は、平成23年3月現在。：平成23年版「電気事業便覧」電気事業連合会統計委員会編

福島県企画調整部エネルギー課「福島県における電源立地の概要」

電源三法交付金制度の概要

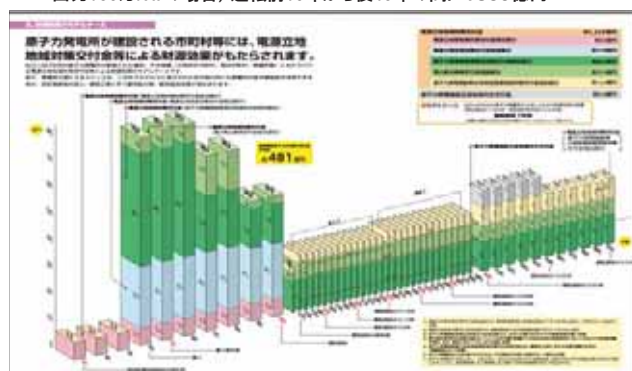


福島県における電源立地地域対策交付金等に関する資料より

31

電源三法交付金による財政効果

出力135万KWの場合、運転前10年から後40年の間に1359億円



資源エネルギー庁「電源立地制度の概要」

32

電源三法交付金交付市町村一覧 2011年度



福島県における電源立地地域対策交付金に関する資料

33

電源三法交付金 福島 2009年度

電気料金の中に、電源開発促進税が含まれており、これが特別会計に繰り入れられ、電源立地自治体に交付される。

県全体 146億1062万円

(74年から10年の累積2837億円)

県 52億6200万円

市町村 93億4861万円

大熊町 18億4006万円

双葉町 20億3815万円

南相馬市 1億4182万円

川内村 1億3794万円

飯館村 537万円

(ただし飯館村の場合、原発関連は含まれていない。)

34

核燃料税と福島県

核燃料税は発電用原子炉に新たに挿入された燃料の価格や重量に応じて課す法定外普通税として1977年に導入。原子力防災対策等基金に繰り入れ。立地自治体や周辺自治体の道路や福祉施設の整備費、福島県立医大の運営費、福島空港の管理費などに使用。2012年に廃止。

2010年度予算では、44億円。累計で約1247億円の税収。

そのほか福島県には法人事業税の収入もある。

固定資産税と立地市町村

2009年度大熊町の固定資産税 14億2300万円

双葉町の固定資産税 23億5200万円

雇用・消費等の経済的な波及効果も

35

IV. 事故後の福島



36

原発から20キロ圏の立入禁止区域



2011年4月28日南相馬市



37

- ・減った人口（14年5月1日現在）
202万4401人から193万8,512人へ
- ・長期化する避難生活（14年3月31日現在）
県内避難者8万6,425人・県外避難者4万7,683人
- ・増え続ける震災（原発）関連死（14年3月31日現在）
津波等による直接死は1,607人
震災関連死は1,704人
cf. 宮城県889人, 岩手県441人（1都9県で3,089人）
- ・避難生活者の健康悪化
- ・農林水産業の被害
摂取・出荷等の差し控え要請品目 59（14年6月2日現在）
2011年農産物産出額は前年比20.6%減
漁業は出漁自粛, 林業はほとんど出荷出来ない状態
- ・工業にも影響
2011年製造品出荷額は前年比15.8%減
- ・打撃を受けた観光

38

長期にわたる居住制限（'14年4月1日）

20キロ圏の警戒区域
高線量の計画的避難区域



- ①早期の帰還を目指す
避難指示解除準備区域
：黄緑色
- ②帰還まで数年度の
居住制限区域
：橙色
- ③5年以上は戻れない
帰還困難区域
：桃色



経済産業省「避難指示区域」

39

飯舘村の応急仮設住宅 福島市松川工業団地



仮設住宅の法律上の居住期間は2年
既に3年以上経過し、不具合が出始めている。

40

- ・事故原因の究明 地震？ 津波？
事故独立検証委員会, 東京電力事故調査委員会,
国会事故調査委員会, 政府事故調査・検証委員会の
報告書は提出されたが, 原子炉の調査はできず, 最
最終的な結論は得られていない。
- ・緒についたばかりの責任追及
東電の損害賠償額は, 10兆円超規模
消費者であり, 納税者である国民の負担へ
住民・市民から, 33人の東電の幹部や原発に関係して
いた公務員が刑事告訴・告発を受けたが, 福島県放射
線健康リスク管理アドバイザーの3人も含まれていた。
- ・進まない除染 効果なし？ 高額？
- ・中間貯蔵施設の計画通りの建設は困難？
最終処分場は？

41

川内村除染廃棄物のフレコンバッグ



42

首相「福島復興に力」 知事が中間貯蔵施設受け入れ

東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う除染で出た汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設を巡り、福島県の佐藤雄平知事は1日午後、首相官邸で安倍晋三首相と会い、施設の建設を受け入れる意向を伝えた。首相は「地域と一丸となって福島復興に力を尽くしたい」と述べ、同県内の除染と復興を急ぐ考えを示した。

佐藤知事は首相に「復興を実現するために苦渋の決断をした」と伝達し、首相は「中間貯蔵施設は復興のために大変重要だ。決断に感謝を申し上げる」と応じた。佐藤知事は「首相の強いリーダーシップのもと政府全体で一日も早い復興に取り組んでほしい」と求めた。

面会には建設予定地となっている大熊町の渡辺利綱町長、双葉町の伊沢史朗町長も同席。首相との面会に先立ち、同日午前には佐藤知事、両町長が福島市内で石原伸晃環境相、根本復興相と会談した。

日本経済新聞2014年9月1日14時45分

被害者の間にも分断と対立

仕事のために福島に残る父親

子どもの健康のために福島を離れる母親

故郷に住み続ける親世代

福島を離れ新たな生活を始める子世代

農業継続を願う生産者

福島の農産物を避ける消費者

除染に力を注ぐ学校の先生

子どもを転校させる保護者

早期帰還を説く首長

汚染地域には戻らないという住民

帰還困難地域・居住制限地域からの避難住民

避難住民を受け入れている地域の住民

V. 「想定外」の事故

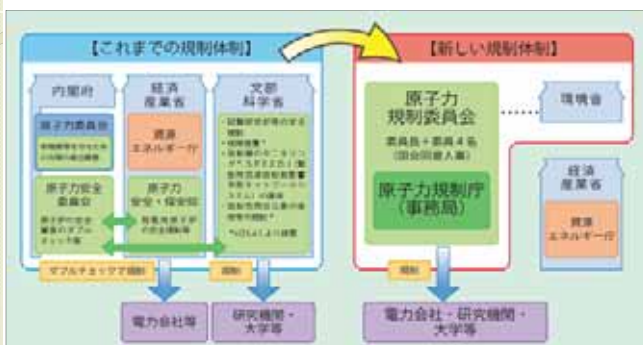
過酷な原子力事故に対する準備が、国、東電のみならず住民においても欠如していたことが、事故後の混乱を大きくした。

国や東電の対応は、「想定外」の事故に対して事後的なものとならざるをえず、国民の不信感を高めることとなった。

国がパニックを避けるために即時の情報提供を避けたこともあり、住民の不信感を強めた。

- ・原子力利用の促進が第一義的目的とされ、国民の生命・安全を第一としてこなかった原子力安全に関する法律
- ・過去日本で発生した事故のみを想定した原子力防災に関する法律(99年のJCO臨界事故を想定)
- ・避難基準や食品の安全基準は事故後に策定
- ・過酷事故を想定していなかった原子力損害賠償に関する法律
- ・住民勝訴は下級審の2ケースのみで、住民敗訴が続いた原発裁判
- ・放射性物質を対象外としてきた環境保全に関する法律

推進と一体化していた 原子力安全規制組織



原子力規制委員会パンフレットより

2008年の原子力総合防災訓練

- ・福島県の原子力災害対策計画は、79年のスリーマイル島原発事故を契機に策定され、99年のJCO臨界事故を受け、改訂されてきた。
- ・避難区域は、発電所を中心に半径2km以内の全方位
- ・屋内退避区域は、発電所を中心に風下3方位5km以内

通産省/文科省「平成20年度
原子力総合防災訓練実施要項」



弱者に皺寄せが・・・

着の身着のままの避難・渋滞に見舞われた避難

病院・施設入所者の避難による死亡

避難前の時点から別の病院への移送完了までに死亡した入院患者数は、双葉病院38人、双葉厚生病院4人、今村病院3人、西病院3人。双葉病院系列の介護老人保健施設10人。半数は65歳以上の高齢者。『国会事故調報告書』より

※双葉厚生病院は事故の際の避難者受入施設とされていた。

避難できない障害者・避難しても困難が多い障害者

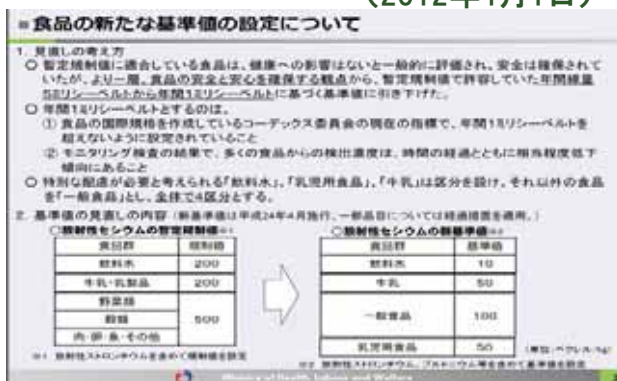
映画『逃げ遅れる人々 東日本震災と障害者』（監督飯田基晴）
障がいを持つ人の防災研究会『障がいを持つ人の防災提言集』

※20km～30kmの緊急時避難準備区域設定の際に、「避難のための立退きや屋内退避は自力で」とされた。

49

事故後定められた食品の安全基準値

(2012年4月1日)

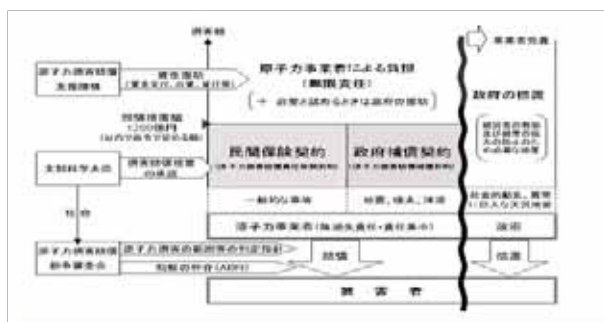


厚生労働省「食品中の放射性物質の新たな基準値について」

50

原子力損害賠償制度

賠償措置額は原子炉1機につき1200億円、これを超える損害が発生した場合、国が原子力事業者に必要な援助を行う。



文部科学省

51

「場当たりの」損害賠償

原子力損害賠償紛争審査会の定める指針

2011年4月28日第一次指針、5月31日第二次指針

2011年8月5日中間指針（原子力損害の範囲の全体像）

..... 中間指針追補

損害賠償対象地域の区分け

事故直後は、原子力発電所からの距離に応じて放射線量が判明したのちは、放射線量に応じて自主的避難対象地域は、行政区分をもとに

自主的避難に対する損害賠償をめぐる混乱

自主的避難対象地域の住民には、自主的避難をした人も含め一律賠償。しかし、それを超える損害についても個別に賠償。

52

中間指針追補における対象区域



53

原発事故被害と自然災害被害

原発事故被災者の多くがいわき市に避難

※いわき市沿岸部は津波被災地

津波被災者に被災家屋につき300万円までの被災者生活再建支援金支給

避難指示等対象地域の原発事故被災者に一律に支給される一人月額10万円の精神的損害に対する賠償は不支給

避難指示等対象地域の原発事故被災者には、給与等の減収分、その他財物賠償も支給

54

強制的避難と自主的避難

強制避難者に対しては、1人月額10万円の精神的損害に対する賠償があり、住居について、仮設住宅、公営住宅の提供、借り上げ住宅等の支援がある。

自主的避難者に対しては、一律の賠償はなく、公営住宅、民間の借り上げ住宅への家賃補助に2015年3月末までという限定もある。

自主的避難者への個別賠償に対する避難しなかった者・避難できなかった者の不満

55

全環境法令で放射性物質は対象外

環境基本法13条「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」と規定。放射性物質に汚染されているものは、廃棄物処理法上の「廃棄物」ではなく、基準やルールもなく、環境省が対応すべき法的根拠がなかった。しかし、まさしく環境汚染であり、環境省の取り組みが必要。手探りでスタートした除染と廃棄物の処理に関する国の取組に、国民からの批判が殺到。高まる不信任感。

2011年8月、放射性物質汚染対処特別措置法制定

56

住民側敗訴が続いた原発裁判

住民ら原告側勝訴は、北陸電力志賀原発2号機の運転差止訴訟の一審・金沢地裁と、高速増殖原型炉「もんじゅ」の設置許可処分無効確認訴訟の二審・名古屋高裁金沢支部の2つのみ。いずれも最終的には敗訴。

福島第二原発の原子炉設置許可の取消を国に求め、75年1月、浜通りの住民404人が福島地裁に提訴。このほか運転再開差止株主訴訟やプルサーマル燃料装荷差止訴訟等も。

伊方原発訴訟最高裁判決が、行政庁の判断の不合理性の有無については「現在の科学的技術水準に照らし」判断するとしたため、バックフィットにより既成炉の稼働率の低下を懸念し、最新の知見を安全規制に活かすことができなかった。

57

※大飯原発差止訴訟判決から

2014年5月21日、福井地方裁判所は、福井県の住民らが関西電力を相手に運転差止止めを求めた訴訟で、「原子力発電技術の危険性の本質と被害の大きさは福島事故を通じて十分明らかになった」と指摘。地震対策に「構造的欠陥がある」として、現在定期検査中の原子炉2基の再稼働を認めないとする判決を言い渡した。福島事故での避難を念頭に、250km圏内の原告166人に具体的な危険があり人格権が侵害されるとして、原告適格を認めた。



58

過酷事故を想定していなかった住民

大熊町の住民の声

『原発で働いていたので、まさかあんな事になるとは思わなかった。一時、東電の派遣社員として1Fで働いていた時、当時のチームリーダーに「スマトラ島の様な事が日本でおきたら？」と質問してみたが、返ってきた答えは「ありえない! ありえない事は考えなくて良い」との答えだった。やはり、東電、国、町も昔から考えが甘かったのだろうと思う(自分もだが)』

国会事故調「報告書参考資料住民アンケート調査」

59

VI. おわりに

福島第一原発事故から
何を学ぶべきか。

60

※武力攻撃原子力災害への対処

2003年に成立した武力攻撃事態対処法を受け、2004年に国民保護法が制定された。同法105条から110条は、武力攻撃原子力災害（武力攻撃に伴い、放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出される恐れがある場合）への対処について規定している。原子力発電所の立地地域では、発電所の事故以外も想定しておく必要はある。

61

政府言論（原発に関する政府からの情報）

政府が教科書検定の「検定者」として原発に関連する言説を規制することに加え、「言論者」として原発推進の言説を積極的に発することにより「国民の選択」が歪められてきたのではないか。

・教科書検定 / 放射線教育

原発の安全性、低廉性、地球温暖化問題に対するプラス面を強調

リスクに関する情報と事故後対策に関する情報の不足

過去の原発事故に関する情報の欠如

原発の危険性を指摘し、自然エネルギーの可能性を高く評価する記載に対する検定意見

・政府広告

70年代半ば以降、科学技術庁は多額の予算を使い原発推進の宣伝を行い、通産省も、チェルノブイリ事故以降、原発の安全性・必要性を説く新聞広告等を展開。

62

※「日本のエネルギー 2010」より

世界的な原子力低迷の時代においても着実に建設を続けてきた日本は、その経験から原子力発電所に関する製造・建設についての高い能力を有し、世界の原子力産業の中心的な立場を占めています。日本は、安全で経済的な原子力発電拡大に向けたリーダーシップ発揮が求められています。



資源エネルギー庁「日本のエネルギー2010」

63

原子力発電推進の外圧（1）

アメリカ合衆国から

Despite strong public opposition to nuclear power, Prime Minister Yoshihiko Noda's government has begun a partial restart of two nuclear reactors. Further restarts depend on safety checks and local approval. The cautious resumption of nuclear generation under such conditions is the right and responsible step in our view. ... Nuclear power is and will remain the only substantial source of emissions-free, base load electricity generation.

2012年8月アーミテージ・ナイ・レポート

“The U.S.-Japan Alliance”

64

原子力発電推進の外圧（2）

フランスから

- ・ 1973年、田中角栄首相とポンピドゥー大統領との間で、濃縮ウランのフランスからの輸入に関する合意が成立し、翌74年、上野の東京国立博物館で「モナ・リザ」展開催。
- ・ 事故直後の3月末、フランスのサルコジ大統領とアレバ社のロベルジョンCEOが来日。大統領は菅直人首相と、アレバ社のCEOは海江田万里経済産業大臣と会談。

65

主権者としての責任

民主主義が上手く機能しなかった背景に原発の安全神話を説く「政府言論」，「電源3法交付金」等による利益誘導があった。とはいえ、チェルノブイリとは異なり、私たちは選択の機会を有していた。福島第一原発は住民の選択の結果であった。政府の政策の誤りにより今回の原発事故が発生し、甚大な被害が発生したことを、主権者としての自己の反省を抜きに被害者の立場からのみ批判できるか。私たちには原発との共存を選択した責任がある。今一度、原発の是非も含め、エネルギー政策について考えなければならない。

66